

秋田地方最低賃金審議会

議 事 録

令和7年度 第6回

令和8年3月9日(月)開催

1 日 時 令和8年3月9日(月) 15時31分～16時50分

2 場 所 秋田合同庁舎 第1会議室

3 出席者

公益委員 5名中5名出席

伊藤慎一 臼木智昭 嵯峨 宏 堀井 潤 松本和人

労働者委員 5名中4名出席

小玉恵子 後藤正文 佐貫さおり 曾我章生

使用者委員 5名中5名出席

小野秀人 境田未希 佐藤宗樹 時田祐司 若泉裕明

[事務局] 秋田労働局

山本労働局長 山口労働基準部長 佐藤賃金室長

佐藤賃金室長補佐 我妻賃金指導官 杉本賃金調査員

4 議 題

- (1) 令和7年度の審議経過と総括について
- (2) 各専門部会等の廃止について
- (3) その他

5 配付資料

資料番号1 令和7年度秋田地方最低賃金審議会審議経過の概要等

- (1) 秋田地方最低賃金審議会等審議日程一覧表
- (2) 最賃審議会等開催実績
- (3) 秋田地方最低賃金審議会審議経過の概要

資料番号2 令和7年度特定最低賃金改正に係る専門部会報告

- (1) 秋田県非鉄金属製錬・精製業専門部会
- (2) 秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業専門部会
- (3) 秋田県自動車・同附属品製造業専門部会
- (4) 秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業専門部会

資料番号3 令和7年度最低賃金決定状況

(1)地域別最低賃金改定状況

(2)特定最低賃金改定状況

資料番号4 令和8年度最賃審議会等開催予定(素案)

資料番号5 令和7年度業務改善助成金の申請状況

6 議事内容

○杉本賃金調査員

ただ今から、令和7年度第6回秋田地方最低賃金審議会を開催いたします。本日は、公益代表委員5名、労働者代表委員4名、使用者代表委員5名、合計14名の委員がご出席されました。

最低賃金審議会令第5条第2項に定める「委員の3分の2以上又は各側代表委員の3分の1以上の出席が得られましたので、本審議会は成立しましたことをご報告いたします。

なお、欠席は、労働者代表新関委員でございます。

それでは、これからの進行は、臼木会長にお願いいたします。

○臼木会長

みなさまお久しぶりです。第6回の審議会をもちまして、令和7年度の審議が最終となります。お忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。

本日の議題は、議事次第にありますように、議題1「令和7年度の審議経過と総括について」、議題2「各専門部会等の廃止について」、議題3「その他」となっております。

それでは、議題1の「令和7年度の審議経過と総括について」ですが、事務局から報告をお願いします。

○佐藤賃金室長

それでは、令和7年度の審議経過と総括といたしまして、はじめに秋田県最低賃金について、次に各特定最低賃金についてご報告いたします。お手元の水色の冊子の資料によりご説明いたします。

まず、インデックスの1-(1)は、「令和7年度秋田地方最低賃金審議会等審議日程一覧表」でございます。この一覧表は、本年度の本審、各専門部会等の開催日や諮問、答申、発効日など一連の関係する日程等について、その状況をまとめたものでございます。

続きまして、インデックスの1-(2)は、令和7年度の本審、各専門部会等の開催日の実績をカレンダー様式にまとめたものでございます。

次に、インデックスの1-(3)は、令和7年度の各専門部会等を含む秋田地方最低賃金審議会の審議経過の概要でございます。時系列で簡単に報告させていただきます。

はじめに、7月14日に第1回本審を開催し、秋田県最低賃金の改正決定につきまして秋田労働局長から諮問させていただき、今年度の審議方針、審議日程等について承認をいただいたところです。

8月6日の第2回本審では、中央最低賃金審議会の目安伝達として、中賃目安小委員会報告、昨年度に引き続き、地域別最低賃金改定目安の中央最低賃金審議会答申を踏まえた、中賃会長メッセージ動画を視聴していただきました。さらに、賃金改定状況調査、賃金実態調査結果等の説明を行っております。

同日、本審に引き続き、第1回秋田県最低賃金専門部会を開催し、部会長及び部会長代理を選出後、参考人3名から意見聴取を行いました。その後、金額審議に入り、労使各側から基本的な考え方と金額提示がなされ、金額審議をスタートしました。

今年度は初めて、公労公使会議による金額審議の前に、3要素について意見交換し、双方の考え方を共有することを目的に、労使会議を開催しております。

8月8日の第2回専門部会では、前回から引き続き、労使会議を開催し追加データ等により3要素に係る意見交換を行いました。その後、公労・公使会議を開催し金額審議を行いましたが、労使の合意には至らず、次回へ審議継続となりました。

次の2ページ、8月19日の第3回専門部会では、使用者側の希望により、金額審議の前に労使会議を開催し、3要素の考え方について確認がなされました。その後、公労・公使会議により金額審議を行いましたが労使の合意には至らず、次回へ審議継続となりました。

8月25日の第4回専門部会では、前回に引き続き公労・公使会議を開催し、金額審議を行いましたが労使の合意には至らず、令和8年3月31日から時間額を80円引上げて1,031円とする公益委員見解を示して採決を行い、賛成多数で結審しこの結果を本審へ報告することとなりました。

その後、第4回本審を開催し、専門部会報告により採決を行ったところ、賛成多数で「秋田県最低賃金を、令和8年3月31日から、80円引上げ時間額1,031円とする」ことで結審し、秋田労働局長へ答申しています。

9月10日には第4回本審を開催し、8月25日の答申に対しまして異議申出が14件ございましたので、異議の取扱いについて審議を行い、「8月25日の答申どおり決定することが適当である」との答申をいただきました。

これによりまして、その後の官報公示の手続きを経て、令和8年3月31日に改定秋田県最低賃金1,031円が発効することになったところでございます。

参考といたしまして、2月12日に本省による秋田地方最低賃金審議会委員に対するヒアリングがWebで行われ、公益委員は臼木会長、労働者側は曾我委員、使用者側は小野委員にご対応をいただいたところです。

ヒアリングの趣旨といたしましては、令和8年度審議に向けて振り返りと、発効日や退席に関して、特に3月発効については、地賃公労使各委員の認識・受け止め・今後の課題

感等を十分に整理し、中賃に報告する必要がある、というものでした。

また、2月27日には本省と秋田県との意見交換がWebで行われ、秋田県からは産業労働部雇用労働政策課課長ほかの方々にご対応を頂いたところです。

こちらの意見交換の趣旨といたしましては、秋田地賃委員ヒアリング等から知事の発信が令和7年度地賃審議に、公労使で程度の差があれ一定の影響を与えたとの受け止めがあるところであり、令和8年度審議においても知事が動かれることが予想され、まずもっては発効日の点を中心に県の受け止め・方針・動向をキャッチアップしたい、また、今後の県の動きを適時に確認できるよう継続的な関係を構築したい、というものでした。

これらの意見交換の内容は、2月27日に開催されました中賃の「第1回目安制度の在り方に関する全員協議会」で報告されたものと思われまます。この全員協議会では、近隣県等との過度な競争意識や最下位争いによる目安を大幅に上回る高い引上げの指摘について、ランク制度の在り方について、発効日について、EUの最低賃金に関する指令等について協議が行われたものです。

以上が、本年度の県最賃にかかる本審及び専門部会等の審議経過でございます。

続きまして、4つの特定最低賃金専門部会の審議経過と結果につきまして、報告させていただきます。

2ページに戻りまして、8月19日に開催された第3回本審におきまして、秋田労働局長から特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問がなされました。

8月20日には第1回特別小委員会を開催し、既設の4つの特定最賃の関係労使参考人から意見聴取を行い、改正の必要性の有無について審議いたしましたが、県最賃の答申がその時点でなされていないこと、自動車小売業使用者側参考人の意見聴取が実施できなかったことから、次回、参考人意見聴取を行い、県最賃答申額を考慮の上で審議し結論を出すこととしました。

3ページ、9月4日には第2回特別小委員会を開催し、前回実施できなかった自動車小売業使用者側参考人の意見聴取を実施し、既設の4つの特定最賃の改正の必要性の有無について審議した結果、いずれの特定最賃についても全会一致で「改正の必要性あり」との結論に達し結審し、本審に報告することといたしました。

9月10日開催の第4回本審では、特別小委員会の報告のとおり4特定最低賃金については改正決定の必要性のありと結審し、秋田労働局長へ答申しております。これを受けて秋田労働局長は4特定最低賃金について、改正決定について諮問しております。

秋田労働局長からの改正決定の諮問を受けて、審議会は各専門部会を設置し、特定最賃の審議に入りました。例年、第1回特定最低賃金専門部会は4特賃合同で開催をしていたところですが、どうしても最低賃金審議会令に定める委員の出席数が確保できず、専門部会が成立しない特賃が発生してしまうことから、各特賃で第1回専門部会を開催することといたしました。

10月10日の自動車製造業専門部会を皮切りに、次の4ページ、10月15日には非鉄金属製錬・精製業専門部会、10月21日には電子部品・デバイス等製造業専門部会、11月5日には自動車小売業専門部会で結審しております。各専門部会の審議経過等につきましては本審に報告することになっておりますので、本審議会で報告させていただきます。

次に、インデックス2-(1)をご覧ください。はじめに、非鉄金属製錬・精製業最低賃金専門部会の審議経過等でございますが、10月15日に第1回専門部会を開催し、部会長及び部会長代理の選出後、労使各1名から提出されました意見書の報告を行っております。続いて、発効日を含む労使の基本的考え方と金額提示で、令和7年12月25日から時間額を80円引上げ1,091円とすることで一致したことから、全会一致で結審し審議会令第6条第5項を適用し同日、秋田労働局長へ答申しております。審議結果といたしまして、次のページに「専門部会報告書」と別紙、更に次のページには「答申文」と別紙をお付けしています。

続きまして、インデックス2-(2)は、電子部品・デバイス等製造業最低賃金専門部会の審議経過等でございますが、10月21日に第1回専門部会を開催し、部会長及び部会長代理を選出後、労使各1名から提出されました意見書の報告を行っております。続いて、発効日を含む労使の基本的考え方と金額提示があり、時間額は74円引上げて1,032円とすることで一致しましたが、発効日については相違があり、別室にて各側が打合せを行い、その後平場で労使協議を行った結果、令和8年3月31日発効で合意したことから、全会一致で結審し審議会令第6条第5項を適用し同日、秋田労働局長へ答申しております。審議結果といたしまして、次のページに「専門部会報告書」と別紙、更に次のページには「答申文」と別紙をお付けしています

続きまして、インデックス2-(3)は、自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会の審議経過等でございますが、10月10日に第1回専門部会を開催し、部会長及び部会長代理の選出後、労使各1名から提出されました意見書の報告を行っております。続いて、発効日を含む労使の基本的考え方と金額提示で、令和8年3月31日から時間額を40円引上げ1,060円とすることで一致したことから、全会一致で結審し審議会令第6条第5項を適用し同日、秋田労働局長へ答申しております。審議結果といたしまして、次のページに「専門部会報告書」と別紙、更に次のページには「答申文」と別紙をお付けしています。

最後でございますが、インデックス2-(4)は、自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金専門部会の審議経過等でございますが、10月22日に第1回専門部会を開催し、部会長及び部会長代理の選出後、労使各1名から提出されました意見書の報告を行っております。続いて、発効日を含む労使の基本的考え方と金額提示があり、引き続き金額審議が行われましたが、合意には至りませんでした。

11月5日の第2回専門部会におきましては、前回に引き続き金額審議が行われ、令和8年3月31日から時間額を52円引上げ1,032円とすることで一致したことから、全会一致で

結審し審議会令第6条第5項を適用し同日、秋田労働局長へ答申しております。審議結果といたしまして、次のページに「専門部会報告書」と別紙、更に次のページに「答申文」と別紙をお付けしています。

以上、4つの特定最低賃金とも全て全会一致で結審され、発効日につきましては、非鉄金属製錬・精製業最低賃金につきましては令和7年12月25日に発効しております。他の3特定最低賃金につきましては令和8年3月31日に発効することとなっております。

次の、インデックス3-(1)に、令和7年度の全国の「地域別最低賃金改定状況」を、インデックスの3-(2)には、同じく令和7年度の全国の「特定最低賃金の改定状況」を、それぞれ掲載しておりますので、参考として御覧いただければと思います。

各特定最低賃金専門部会の審議経過等につきましては、以上でございます。

○臼木会長

ありがとうございました。令和7年度の皆様方と一緒に審議してまいりましたこれまでの経過、決定した内容を審議経過を含めてご説明していただきました。ただいまの報告について、何かご質問はございませんか。

○若泉委員

教えていただけるかわかりませんが、2点ほどあります。1点目は、非鉄金属の発効日が令和7年12月25日となった時の雰囲気、我々は3月31日となるべく後ろ側で検討していたものです。該当される企業が少ないこともあるかもしれませんが、その時の最低賃金の在り方はどうでしたか。

2点目は、私が委員を務める電子部品と自動車小売は地賃プラス1円で金額が決まっていますが、次年度以降の特定最低賃金の在り方について、議論があったのかこの2点を教えていただければと思います。

○佐藤賃金室長

非鉄金属製錬については、若泉委員がおっしゃる通り適用する事業所が少ないこと、そもそもの一般の賃金レベルが他の特賃と比べて非常に高いということがございます。影響率もほとんど毎年ゼロで、特段発効日を遅らせる必要はないということで、例年通り12月25日発効に労使とも合意したものです。

あと、地賃プラス1円ということで、必要性の有無の審議については、それぞれの特賃のご事情がありますので、そちらにお任せするしかないのですが、その方策といいますか、そちらは特賃の流れという資料を準備していますので、後ほど簡単に説明させていただきます。

○臼木会長

ほかにありませんか。

それでは、次に議題2「各専門部会等の廃止について」に移ります。専門部会の廃止については、最低賃金審議会令第6条7項により、本審議会の議決によることとされております。令和7年度は地域別最低賃金専門部会と4つの特定最低賃金専門部会を設置しておりますが、本日をもって廃止することとしたいと思っております。

また、秋田地方最低賃金審議会運営規程第3条の規定に基づき設置しております特定最低賃金に関する特別小委員会につきましても、本日をもって廃止することとしたいと思っております。以上、各専門部会及び特別小委員会を廃止することに、ご異議ございませんか。

○委員多数

異議なし。

○臼木会長

それでは、各専門部会及び特別小委員会については、本日をもって廃止することといたします。

続いて、議題3「その他」になりますが、事務局から何かありますか。

○佐藤賃金室長

私から令和8年度の審議会等開催予定素案ほか2点について説明させていただき、その後、我妻指導官から説明させていただきます。

それでは、1点目は、令和8年度の審議会等開催予定(素案)について、でございます。

インデックス4をご覧ください。これまでの開催実績や令和7年度の中賃目安答申時期等を基に作成し、各側代表委員からご了承いただいた、素案でございます。

中賃の目安答申につきましては例年7月下旬となっておりますが、令和7年度は8月4日にずれ込んでおります。今年度も目安審議の難航が予想されること、また、8月1日、2日が土、日に当たっていること等から、仮に7月末に中賃答申がなされた場合は、8月3日に第2回本審、中賃答申伝達と第1回専門部会、8月5日に第2回専門部会、8月7日に第3回専門部会の開催が可能かと思われます。8月3日、4日に中賃答申がなされた場合は、8月7日までに第2回本審と第1回専門部会、第2回専門部会はお盆休み明けに開催することになり、令和7年度と同じような日程となります。

令和7年度は例外としまして、例年どおり早期発効を基本としつつ、第4回専門部会の予備日も考慮した審議会開催予定としておりますが、委員の皆さまのご都合が合わなければ審議会が成立しないということもあり、審議会等をだいたいこの間で開催するという幅広の素案とさせていただきました。

また、特定最賃につきましても、10月から専門部会において金額審議を行うことで設定をさせていただいており、特定最賃の改正決定の必要性の有無を審議する「特別小委員会」の開催日につきましては、県最賃答申後に設定することとしております。いずれにしましても、令和8年度は、5月の大型連休前後に委員の皆様の日程を確認させていただき、再度労使委員と協議させていただいたうえで、5月中には審議会開催日程を決定したいと考えているところでございますが、中賃答申がいつ示されるか不透明であるということをご理解いただき、何卒、日程の確保にご協力をお願いいたします。

2点目は、効力発効日と答申時期についてでございます。次のページの表は「令和8年度 答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表」でございます。表の左側の8月5日をご覧ください。この日に答申をいただきますと9月1日の官報公示を経て10月1日に発効となります。仮に8月18日答申となりますと発効日は最短で10月14日ということになります。

発効日につきましては、秋田では例年10月1日発効を基本にして審議日程を組んできた経緯がございますが、令和7年度のようなケースもありうるという事で、あくまでも審議の結果で決まるものであるということは周知のとおりでございます。

素案ではお示ししておりませんが、7月下旬に中賃目安答申があれば、7月末までに本審と第1回専門部会、8月3日に第2回専門部会、8月5日に第3回専門部会を開催し、8月5日に答申できれば、10月1日発効が理屈上は可能となります。また、中賃目安答申が8月にずれ込んだ場合は8月5日までに十分な審議を行うための専門部会を設定することが困難なことから、10月1日発効は不可能ということになります。審議日程については以上です。

3点目は、先ほど若泉委員からお話があった特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議について簡単にご説明いたします。

例年、特定最低賃金の改正等の申出を予定されている場合は、3月末日までにその意向表明をしていただくこととしており、すでに既設2特賃の労働者団体から意向表明がなされているところがございます。

こちらの1枚物の机上配付資料をご覧ください。月日は令和7年度のものになります。こちらは令和6年度の最後の本審でも説明させていただきましたが、制度運用上、改正の必要性につきましては「全会一致の議決に至るよう努力するものとする」とされており、現在まで全国で全会一致以外の運用はされておられません。「全会一致で改正の必要性有りの議決に至るためには、申出者は他方の合意が得られるよう、実情に応じて、早い段階、意向表明後などから関係労使の合意形成へ向けた努力を積み重ねる必要がある」とされているところです。事務局といたしましては、令和7年度は、地賃の大幅引上げが予想されたことから、早い時期から各特定最低賃金の使用者側委員と面談させていただいたうえで、改正決定の必要性の有無についてご意向を確認させていただいたところです。その中で、

改正の必要性なしとの意向であった特定最低賃金につきましては、労働者側委員へ情報提供をさせていただき、特別小委員会前の労使協議の必要性について助言をさせていただいたところです。

特定最賃は労使のイニシアティブにより決まるものであり、そもそも、その産業に必要であるとの関係労使の意向により設定されたという経緯がございますので、事務局といたしましては、労使との関係性においては公平・中立でなければならないという大前提があることから、令和8年度も、適切に関係労使の橋渡し役として関わっていく必要があると考えているところでございます。なお、仮に改正の必要性なしとする場合は、その理由が県最賃の上り幅が大きいからという理由、論拠だけではなく、その業種がなぜ上げることができないのか、必要なしとするのは使用者側ですので、公労委員を納得させられるデータによる論拠をもって説明する必要があることを委員へきちんと伝え、理解を得るようにと本省から指示があったところです。県最賃が大幅に上がったことを論拠に、取りつく島もなく必要性なしとし改正が行われなかった審議会が昨年、一昨年見受けられ、国会でも非常に問題があるとして取り上げられたという経緯がございます。改正決定の必要性の有無の審議につきましては、事務局としては必要に応じて事前に労使協議を行っていただくよう促すなど携わっていきたいと思いますので、皆様にも円滑な審議運営にご協力をお願いいたします。

私からの説明は以上でございますが、若泉委員、よろしいでしょうか。

○若泉委員

はい。

○臼木会長

一旦、資料4とお手元の資料も含めて、確認やご質問ございませんか。

○小野委員

特定最低賃金の廃止等について詳しく説明いただきましたが、地域別最低賃金の大幅な引上げをもって、特定最低賃金廃止の事由として掲げるのは好ましくないというご発言ありました。しからば、それ以外に過去に他県において、特定最低賃金廃止に至った合理的な理由があるものについて、例えばこういった事由があったのか、その作業等について特定できない状態でもかまいませんので、例えばこういった事由が適正と捉えられましたなど参考までにご提示いただければありがたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○佐藤賃金室長

特定最低賃金の必要性の審議が始まるまでに確認をさせていただき、資料としてご提示

させていただきます。

○佐藤委員

資料3-(2)に4特定最賃の改定状況がありますが、わかればでかまいませんが、非鉄金属の大阪が令和4年度から6年度まで必要性なしだったものが、7年度は必要性ありとなり改定になったかと思いますが、一度必要性なしとなったものを改定するのは非常にパワーがいることだと私は認識していて、その辺りの背景などがわかれば、例えば、大阪とはいえ人手不足に対する非鉄金属の優位性を保ちたいなどの背景がわかれば、教えていただければと思います。

非鉄以外は単年度の資料なので同じことが起きているのかわかりませんが。

○佐藤賃金室長

実際、大阪だけだと思われま。ほかの産業でも一度埋没して審議が行われたというケースはおそらくないのではないかとと思われま。今の手持ちの資料では状況が掴めませんので、こちらも含めて次年度にご報告させていただきます。

○臼木会長

ほかにございませんか。

私の方からよろしいでしょうか。質問ではありませんが、改めて確認をしていただければというのが、発効日の説明がありました。資料4の開催予定素案を見ると、例年7月上旬から中旬に中央の結論がでて、地方の審議会が遅くとも7月下旬から実質的な金額審議ができ、8月上旬に何らかの結論に至っております。それでもタイトなスケジュールです。最近、中央の審議会も審議の過程で議論が紛糾して、1回や2回では結論がでない。3回、4回、5回、深夜に集まってというのも聞いたことがあります。それにしても審議が伸びがちで今年もおそらく、7月下旬に結論がでるかと思われま。

従前は10月1日発効と一つ原則として、暗黙の了解として進めてきましたが、このスケジュールでいくと8月5日には審議の結論をださないと10月1日発効には手続き的に難しいこととなります。そうなると、発効日をいつにするのか、今年度は色々な経緯があって3月31日発効となりましたが、10月1日ではないからいつまででもというわけではなく、この審議会の設立の趣旨、審議日程の立て付けの理屈上は、あくまでは早期決着、早期発効を皆様のご協力を目指すことが一番の原則になりますので、このカレンダーが一番後ろが何日と見ていただく前に、実質的な議論を踏まえた上で、最終的に決着したタイミングがいつなのか、それによって発効日がいつなのかとなっていくこととなりますので、今年度は今年度で、3月31日が慣例になるわけではなく、次年度の審議会委員の皆様方が議論の中で決めていただくことが基本になるかと思われま。そのうえで早期発効へのご尽力、

ご協力、ご理解をいただきたいことが、今年度の審議会会長の私としての、次年度のメンバーへお願いをしたいと考えております。

二つ目は、特定低最賃金のお話が委員のご質問からもありましたが、あくまで労使双方のコンセンサス、イニシアティブで議論を重ねていくこととなります。極論をいうと、片方のご意見で「必要性なし」との意見があれば「必要性なし」と手続き上となります。その是非はここでは申し上げませんが、ただ、一度「必要性なし」となった特別小委員会で、復旧する、特定最低賃金として、一般最低賃金と差をつけて金額を提示するというのは過去ありませんでしたが、初めて大阪で出てきました。一般論として戻すのは相当大変だろうと考えますと、先ほど、厚生労働省からもありました通り、県最賃が上がったということだけをもっての理由で決めてしまうと、元に戻せない。戻すケースが少ないことを十分踏まえていただいたうえで、なお、そういう結論に至るのであれば、それは致し方ないことだと思えます。

これまで、過去の審議会で関係の皆様のご尽力、ご努力で繋いできた審議を簡単に止めていいのかも十分にご議論いただいて、必要性の有無についての議論に臨んでいただきたいと思います。新年度始まりますと、事務局から照会、打診等ございますので、その際には労使ともに関係の企業や団体に意見を踏まえた上で最終的な結論を導くようお願いしたいと思います。あくまで、次年度のメンバーの皆様への私からの会長としてのお願いというか気持ちをお伝えしました。決して私の今の発言が皆様方の議論や意見を制約するものではありませんので、自由活発に議論をお願いいたします。

それでは、資料5の説明をお願いします。

○我妻賃金指導官

私からは資料5について説明させていただきます。1枚目をご覧ください。こちらは、令和7年度の業務改善助成金の全国と秋田県の申請件数をまとめたものとなっております。

令和7年9月から対象事業場の範囲が、事業場内最低賃金が「地域別最低賃金から50円以内」から「改定後の地域別最低賃金未満まで」の事業場に拡大され、また、賃金引き上げ後の申請も可能となりましたので、令和7年度、令和8年1月末日現在の申請件数は、全国で前年度比26.2%増の27,483件、秋田県は77.3%増の250件となっております。

裏面をご覧ください。こちらは、秋田県の最低賃金改定による業種別の影響率と業務改善助成金の申請状況になります。申請件数、交付額、主な設備投資例を掲載しておりますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

次に、2枚目は、令和7年度の賃金引上げ支援助成金パッケージのリーフレットとなります。令和8年度の予算が成立されておられませんので、まだ、令和8年度のリーフレット等は示されておませんが、当初予算案では、業務改善助成金について、賃上げコース区分を現状の30円、45円、60円、90円の4コースになっておりますが、50円、70円、90円の

3コースに再編すること等が検討されているようです。

令和7年度業務改善助成金の申請件数は、対象事業場の拡大等により、前年度に比べ、大幅に増加しましたが、全国的にみますと秋田県は依然少ない状況であり、今後も、積極的な広報・周知を行う必要があると考えているところです。

令和8年度も、中小企業・小規模事業者への賃上げ支援のため、業務改善助成金をはじめ、キャリアアップ助成金等の「賃上げ」支援助成金パッケージの周知広報に努めてまいりたいと思いますので、委員の皆様におかれましても、機会をとらえて利用勧奨・広報等にご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

○臼木会長

ただいま、業務改善助成金と賃上げ支援のパッケージについて説明がありましたが、ご質問等ございますか。

○若泉委員

これもお願いになりますが、大多数の企業は4月や5月以降にベースアップや賃上げを検討するかと思います。それが大前提で、最低賃金に係る方が期の途中の9月や10月、今年で言えば3月31日に再改定されます。私は特定最低賃金に出させていただいておりますが、選挙があったり、議会があったりで難しいとは思いますが、次年度の最低賃金を議論する前に支援策というものを打ち出してもらわなければ、翌年度の賃上げ幅に使用者側も頼れるものがある場合もあるわけです。最低賃金を決める方が先にきて支援策が後ろにきて訴追できればいいのですが、できれば、次年度の支援策は議論が始まる前までに決まるような仕組みを将来的には期待したいと思います。

○臼木会長

業務改善助成金については、制度としては定着して予算が付けばという理解でよろしいですか。

○佐藤賃金室長

はい。

○臼木会長

それ以外の目玉の助成金は、令和7年度に限って言うと、経済担当大臣が色々な動きをされたでしょうが、審議途中であまり見えなかった部分は確かにありましたので、なるべく早めに、審議段階までに全てのメニューがはっきりしている、遡れるのであれば良いの

ですが、全部決まった後に実は使えますというのも、議論の中で難しい判断を特に使用者側はしなければならないので、出来る限り早く制度が見えるような形でご提示いただければと思います。

ちなみに、秋田県の支援は、私が聞いている範囲は、今回限りで次回は、具体的には予算の審議の中には出てきていないと聞いています。

ほかにありますか。

続けて私から提案をさせていただきます。事務局の審議経過・総括の説明の時に提案すれば良かったかもしれませんが、先ほど、中賃の審議会が目安制度の在り方に関する全員協議会が開催されて、その中で目安の出し方や発効日の位置づけ、発効日そのものをどうするのかという話がありましたが、そもそも目安額の出し方も中央審議会でも相当悩んでいるようです。その中で、議論の一つとして、EUの最低賃金に関する指令についても協議が行われたとの報告がありました。私もその資料は拝見いたしました。今年度、高知県の最低賃金の中で、厚生労働省の2024年賃金統計から、高知県内の一般労働者の年収、これは所定内賃金プラス賞与等を含んだものを年額に計算したものを労働時間で割り戻した時給換算した額の中央値と平均値があります。中央値が一番多く賃金の幅にあるもので、平均値はまた別で、その中央値の6割である額、高知県でいうと中央値が1,822円でその6割という概ね1,093円になるそうです。高知県の今年度の金額はそこまで届いていませんが、高知県の審議会としてはそれを目標にして、令和6年度の最賃額が952円だったそうです。その差額141円を高知県の地賃として2年で埋めるとの公益委員見解を示し、今回の金額に落ち着いたそうです。

この本審の事前打ち合わせで、事務局からのデータは、3要素を知るために、特に使用者側委員の皆様からは3要素を手掛かりにするために、既存のデータが欲しいと毎年話されますが、全国の平均値であったり、全国の動向はわかりますが、都道府県別のデータは限られています。特に賃金統計に関しては、本省管理の統計で、「審議会として金額審議の参考とする」とした場合のみ提供していることのようにです。

集計作業や抽出作業に時間や手続きが必要らしく、令和8年度の審議が始まってからの手続きでは金額審議には間に合わないようです。ここからが私からの提案ですが、いつも手掛かりがなくデータのところで議論が苦しくなることがありますので、秋田県の詳しい賃金データを、さらにいただける範囲の複数年度で賃金の上昇率や中央値や平均値がわかると全体の伸び幅も掴むことができるので、そういうのがあると議論も少しは具体性もったり、エビデンスのある中での議論ができるのではないかと思います。もちろん、それにこだわる、制約されるものでもないです。ベースになるデータが全くない。全国のデータだけを頼りにするのも辛いところがありますので、事務局で、新年度早々に意見として集約できるのであれば、第1回の本審は7月上旬の開催を予定していますので、そこまでに、参考値としての数字を集めるためにはこの審議会、この場で、そのデータをいた

だきたいという趣旨で本省にお願いをする形であれば7月の会議には間に合うと思うので、もし、皆様方からのご要望があれば、強い意見があればその旨、事務局を通じてお願いをしようと、この場で皆様に呼びかけをして、令和7年度の審議会ではありますが、データの提供を依頼したいと思いますが、いかがでしょうか。

○小野委員

使用者側は異論ありません。

○臼木会長

労働者側委員はいかがですか。

繰り返しになりますが、このデータはあくまで目安で、このデータがあるからこの5%以上に行く、行かないという議論は別です。手掛かりとして、全くデータがない中での議論もどうかと思いますし、中賃でEU方式の中央値の6割としたり、高知県ではそうだとっても、あくまで参考意見で、ここでの議論も中央値の6割としましょうと皆様に働きかける意図は全くないです。そこは誤解のないようにしていただければと思います。あくまで議論はフラットな形で、今まで通りで結構です。手掛かりのない状況がこれまでの議論で苦しかったと思いますので、データの提供をお願いしたいと思いますがいかがですか。

○曾我委員

連合方針でも中央値の6割というのは目指しております。秋田県のそういう数字がもらえるのであれば是非お願いしたい。今年度の審議会で話した、連合リビングウェイジの数字というものが、我々連合としても秋田の数字として出していますので、上振れだったり、下振れだったりするのでしょうか、参考値としては非常に良いと思いますのでお願いしたいと思います。

○臼木会長

使用者側の皆様、あくまで参考の数字です。3要素を議論する上で、そういう数字があれば、エビデンスとしては、出発点としては固い数字が得られると思います。議論はそれを踏まえて上での議論ですので、その何掛けとか何割にはなりませんので、そこをご理解していただいたうえで、この会議の今年度の地賃として秋田県の一般労働者の賃金における中央値の6割の金額を提示してほしい、データをいただけないかということで、金額をいただいたうえで、その数値を金額審議の参考とすることで、審議会の意見として、令和7年度の意見として、令和8年度に申し送らせていただければと思います。よろしいでしょうか。

○小野委員

6割とするというより、秋田県のデータを入手したい、ということですね。

○臼木会長

データは入手するようお願いします。ただ、審議の中で中央値の6割という数値を審議の参考にするという形にしてはどうか、ということです。そうではなく、データそのものを見たいということですか。

○小野委員

3要素について、県のデータがありませんので極めて重要です。後は労使の協議によるかと思います。情報を入手するために、6割にするために必要だと必ず言わなければいけないのでしょうか。

○佐藤賃金室長

公労使代表委員の方には先日の打合せで、8年度で、労使の委員に新年度になってから確認してと、話をさせていただいていたところでしたが、秋田でこういった資料をいただけるのか本省へ確認をしたところ、所定内給与プラス特別給与額の平均値と中央値、所定内給与プラス超過労働給与額プラス特別給与額の平均値と中央値、所定内給与だけのデータと、3種類あるということで、あくまでも中央値と平均値を提供できると。EU指令では6割や5割、そういった形で各地方の審議会で活用する、あくまで参考ということであり、本質は3要素での議論ということになりますので、あくまでも参考値として、審議の資料とすることで話させていただいたところです。

○臼木会長

いくつか例示していただいた、中央値と平均値のデータは提供していただくことは可能ですか。

○佐藤賃金室長

はい。

○臼木会長

それをこの審議会の場にご提供することも可能ですか。

○佐藤賃金室長

はい。

○臼木会長

後は、皆さんが6割や8割などを考えること。

○佐藤貸金室長

はい。

○臼木会長

小野委員、そういうことだそうです。

○佐藤貸金室長

本省の方に、今現在でどれだけ前の資料をいただけるかお聞きしたところ、7年度分と6年度分の2年度分のみということでした。

○臼木会長

いただける範囲で遡っていただきたいとお伝え願えれば。

○佐藤貸金室長

それが2年度分ということになります。

○臼木会長

可能な範囲で遡っていただき、次年度の審議会の場にご提供いただくということで。

○佐藤貸金室長

6年度と7年度をいただければ来年度以降、データが積みあがっていくということになるかと思えます。

○臼木会長

まずは、データの提供はしていただくことでよろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○臼木会長

遡れるのは2年度分らしいので、そこはご提供いただいたデータで判断するしかありま

せんが、その資料も参考にするというので本省にお願いをしていただきたいと思います。
ほかに何かご質問ございますか。

長い期間、特に今年はいろんな意味で注目をあびて委員の皆様それぞれ、いろんな形でプレッシャーがかかった審議となりましたが、今回をもちまして審議を無事終了することができました。改めて厚くお礼申し上げます。最後に、局長からご挨拶を頂きたいと思いをします。

○山本労働局長

本日は皆様大変お忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。

今しがた会長からもお話がありましたが、最低賃金の改定につきましては、この一年間、委員の皆様方には精力的にご審議をいただきましたことに感謝申し上げます。

特に今年度につきましては、中央最低賃金審議会で示される目安の提示が例年より遅れたことに加え、物価の高騰が企業経営や県民の生活に大きな影響を与える中で、委員の皆様方には、県内の賃金水準や県民生活の状況、企業経営の実情などを総合的に考慮し、地方最低賃金審議会の自主性を発揮しながらご審議いただいた結果、ご承知のとおり、最低賃金額は過去最大の80円の引上げ、発効日は令和8年3月31日となったところでございます。短期間で精力的にご審議いただきましたこと、重ねて御礼申し上げます。

改定最低賃金につきましては、例年同様、県内市町村や各種団体等を通じ周知を行ったほか、3月1日からは1か月の予定で秋田駅前のデジタルサイネージでの周知を開始しておりますし、年度末ギリギリになりますが、秋田駅のぽぽろ一どでポケットティッシュ配布を予定しております。

一方で、最低賃金は罰則を伴うものでございますので、労働基準監督署では、影響率の高い業種等の事業所を対象に最低賃金を主眼とした監督指導を実施し、違反事業場に対しましては是正勧告及び最賃額以上の支払いの確保を行っていくこととしているところでございます。

もとより、最低賃金額を下回るような賃金は許されることではありませんが、その水準を上回った上で、賃金水準を含めて賃金制度をどう設計するかについては、重要な労働条件の一つであり、個々の企業の魅力に直結するものでありますので、秋田県全体の企業の魅力を引き上げて人手不足を少しでも緩和していくことが秋田県の労働行政にとって必要なことであると考えています。

秋田労働局としては、最近の深刻な人手不足の下で賃金引上げを行おうとする事業主の方々に対し、令和8年度においても、各種助成金等の支援措置を用意して賃上げしやすい環境を整えていく所存であります。引き続き、秋田県とも連携して行っていきたいと考えております。

来年度の最低賃金の審議につきましては、先ほどもありましたが、中央最低賃金審議会

の「第1回目安制度の在り方に関する全員協議会」におきまして、高い引上げとなった最賃額やばらつきの出た発効日等について協議が行われたと聞いております。今後の動向は不透明なところもありますが、当審議会としては引き続き、県内の経済状況を踏まえた審議が求められるところでございます。

委員の皆様には来年度におきましても、今年度同様、ご協力を賜りますようお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○臼木会長

ありがとうございました。

以上をもちまして令和7年度の審議会を終了いたします。皆様お疲れ様でした。